

令和5年度社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士国家試験 における感染症対策について

新型コロナウイルス感染症については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による感染症の分類における位置付けの変更（新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）から5類感染症に移行）により、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針や業種別ガイドライン等が廃止されました。

一方、重症化リスクが高い高齢者が多く生活している高齢者施設等は、位置付け変更後も、平時からの取組を強化しつつ、施設等における感染対策の徹底等を当面継続するとされています。

位置付けの変更により新型コロナウイルス感染症への対応については、法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組を基本とする対応に転換することになりましたが、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の国家試験は、受験（予定）者の多くが、高齢者施設・病院等の職員や、高齢者施設・病院等を実習先としている学生等であることから、安心して受験できる環境を提供するため、次の感染防止対策を講じて試験を実施します。

なお、感染拡大するなど状況の変化に応じて必要な見直しを行います。

【感染防止及び衛生管理】

- ・マスクの着用は、個人の判断に委ねることを基本としつつ、就労・修学環境を勘案しマスク着用を推奨します。
- ・試験会場入口等にアルコール消毒液を設置し、手洗い場には、手洗い等を促す表示物を掲示します。
- ・換気のため、試験開始前及び昼食時にできるだけすべての窓を開放します。
窓がない場合は出入口の開放又は備え付けの換気扇の利用等により対応します。
- ・試験前に机や椅子等の拭き取り消毒を行います。2日間試験が実施される場合は、これに加えて、1日目の試験終了後に拭き取り消毒を行います。

【身体的な距離の確保】

- ・座席間隔は、可能な限り距離を離します。なお、試験会場で使用条件が定められている場合は、それに従います。

【試験関係者の対応】

- ・試験監督員等は、マスクを着用し、手指消毒及び手洗いを徹底します。
- ・発熱や体調不良の試験監督員等は交代し、帰宅させます。
- ・試験会場における発熱や体調不良への対応に備えて看護師を配置します。

【受験（予定）者の皆様へ】

- ・試験当日まで体調管理に十分留意し、発熱や体調不良がある場合は、早めに医療機関を受診し、医師の指示に従ってください。
- ・咳やくしゃみ等の症状が出ている場合や、新型コロナウイルス感染症発症後に受験する場合については、マスク着用など咳エチケットを心がけるようお願いします。

※ 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、「新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の『受験できない方』に該当し、試験を受けることができなかった方に対する受験手数料の返還」は廃止します。